

## 至急・重要

平成 23 年 6 月 27 日

義援金を拠出していただいた法人・個人の皆様へ

宇都宮商工会議所

### 商工会議所が募集する東日本大震災の義援金（一般寄附金扱い分）の 税務上の取扱いについて（指定寄附・特定寄附となりました）

～税務申告月と義援金拠出日によって、至急、対応していただく事項がございます～

平素より、当所事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

このたびは、東日本大震災の義援金に対し、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、東日本大震災に関して商工会議所が募集する義援金（一般寄附金扱い分）に対し「指定寄附・特定寄附」（税制上の優遇措置）としていただくよう、日本商工会議所は『東日本大震災』の復旧・復興に関する要望」（平成 23 年 3 月 31 日）を政府に提出するとともに、経済産業省、財務省、国税庁に対し、断続的に協議を行ってまいりました。

その結果、平成 23 年 6 月 24 日付の財務省告示により、当所が募集し、日本商工会議所を經由して被災地商工会議所に贈呈された義援金（一般寄附金扱い分）につきましては、法人税法第 37 条第 3 項第 2 号の「指定寄附金」、および所得税法第 78 条第 2 項第 2 号の「特定寄附金」として指定されましたので、ご報告いたします。

同告示により、当該義援金については、法人は全額損金算入になるなど税制上の優遇措置を受けられるようになります（詳細は、国税庁のホームページ（※）をご参照ください）。

なお、**義援金（一般寄附金扱い）を拠出していただいた「法人」におかれましては、税務申告月と義援金拠出日によっては、至急、対応していただく事項がございますので、ご多忙の中、誠に恐縮ですが、下記をご高覧のうえ、早急な対応をよろしく願いたします。**

※国税庁：東日本大震災に係る義援金等に関する税務上(所得税、法人税)の取扱いについて

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/gienkin/toriatsukai.htm>

記

## 1. 法人の方々へ

**【要至急対応】①平成 23 年 6 月税務申告（4 月決算等）で、4 月末までに義援金を拠出**

### した法人

○税務申告期限（6 月末）が近づいておりますので、義援金（一般寄附金）について、指定寄附（全額損金処理）の取り扱いをご希望なされる場合は、顧問税理士と相談の

うえ、指定寄附としての申告手続きをお願いします（法人税申告にあたり別表14（2）の記載が必要となります）。

- 領収書につきましては、これまで当所が発行した領収書（銀行振込の場合は振込用紙の控え等）がそのまま使用できます。但し、国税庁指定文書とともに保存していただくこととなります（国税庁指定文書は、おって、ご連絡いたします）。
- なお、これまでに本義援金を全額損金の額に算入し確定申告を行った法人におかれは、特段の申請等を行う必要はございません。

## **②平成23年5月税務申告（3月決算）で、3月末までに義援金を拠出した法人**

- 現時点（平成23年6月24日）において、すでに税務申告が済んでいるかと存じますが、日本商工会議所より国税庁に対し、所定の方法により、遡及できるよう手続きを行います。
- 国税庁との協議がまとまり次第、詳細をご連絡いたします。
- なお、これまでに本義援金を全額損金の額に算入し確定申告を行った法人におかれは、特段の申請等を行う必要はございません。

## **③平成23年7月以降に税務申告を行う法人で、すでに領収書をもっている法人**

- 領収書につきましては、これまで当所が発行した領収書（銀行振込の場合は振込用紙の控え等）がそのまま使用できます。但し、国税庁指定文書とともに保存していただくこととなります（国税庁指定文書は、おって、ご連絡いたします）。

## **④平成23年7月以降に税務申告を行う法人で、これから拠出する法人**

- 平成23年6月24日以降、義援金を拠出していただく場合は、指定寄附を受けるための「寄附受領書（領収書）」を、当所が発行いたします。

## **2. 個人の方々へ**

### **①すでに領収書をもっている個人**

- 領収書につきましては、これまで当所が発行した領収書（銀行振込の場合は振込用紙の控え等）がそのまま使用できます。但し、国税庁指定文書を添付していただくこととなります（国税庁指定文書は、おって、ご連絡いたします）。

### **②これから拠出する個人**

- 平成23年6月24日以降、義援金を拠出していただく場合は、特定寄附を受けるための「寄附受領書（領収書）」を、当所が発行いたします。

### **【本件担当】**

宇都宮商工会議所 総務部 大町・野沢・中山

電話：028-637-3131 FAX：028-634-8694 E-mail：info@u-cci.or.jp